

給水装置の維持管理

○給水装置とは

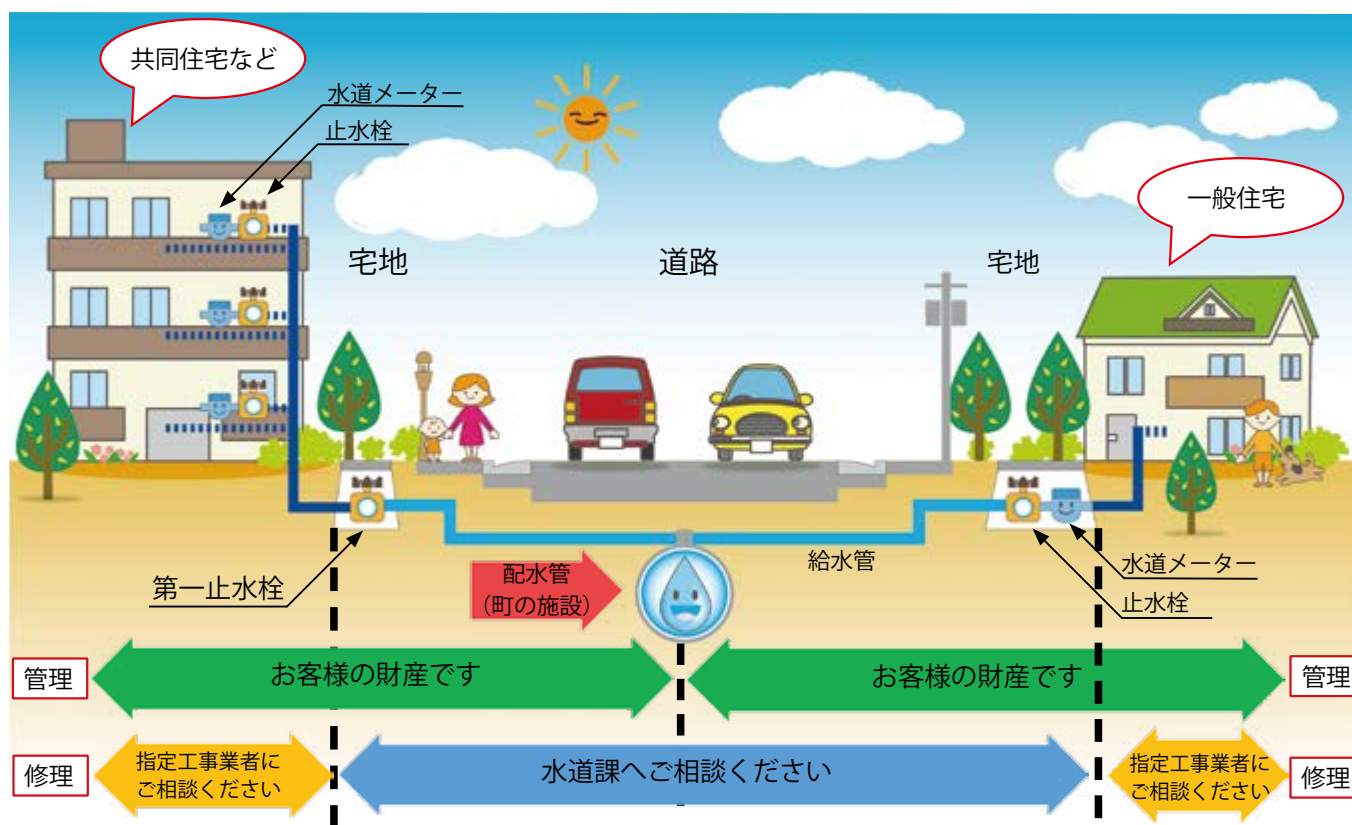
各家庭に水を供給するための配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する蛇口などの給水用具をまとめて「給水装置」といいます。

水道メーター以外の給水装置はすべてお客様（所有者）の財産です。

○管理区分について

配水管の分岐部から水道メーターまでの間に水漏れがあった場合、水資源の浪費や道路陥没などの原因となります。役場水道課が対応しますので、ご連絡ください。

また、急に使用量や水道料金が増えたときは、宅地内の給水装置からの水漏れが考えられます。お近くの指定工事業者にご相談ください。



◎問い合わせ先

役場水道課水道係

☎ (88) 5664 [直通]